

軽自動車税減免のお知らせ

軽自動車税は、4月1日現在の使用者または所有者に課税されますが、身体障害者等の方が所有する1台分が減免されます。該当される方は、

印鑑

証明できるもの

(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 等)

納付書(または通知書)

運転免許証(減免を受ける車を運転する方)

以上を持って役場税務課まで届出をしてください。

また、身体障害者等の利用に供するために構造変更(車椅子の昇降装置等)をされた自動車等も減免の対象となります。ただし、県の自動車税と両方の減免はできませんのでご注意ください。

受付期間(納期限の7日前)を過ぎますと減免を受けられませんのでご注意ください。

～ 該当する各障害の等級 ～

障害等の区分	身体障害者手帳を持っている方	戦傷病者手帳を持っている方	
視覚障害	1級～3級および4級の1	特別項症～第4項症	
聴覚障害	2級および3級		
平衡機能障害	3級		
上肢不自由	1級・2級の1および2級の2	特別項症～第3項症	
下肢不自由	1級～6級	特別項症～第6項症及び 第1款症～第3款までの各項症	
体幹不自由	1級～3級および5級		
上肢機能障害	1級および2級	/	
移動機能障害	1～6級		
心臓機能障害	1級および3級		特別項症～第3項症
腎臓機能障害			
呼吸器機能障害			
膀胱・直腸機能障害			
小腸機能障害			
音声機能障害	3級、喉頭摘出の場合	特別項症～第2項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級までの各級	/	

	障害の級別
療育手帳を持っている方	総合判定 A
精神障害者保健福祉手帳を持っている方	障害等級 1 級

お問合せ先 川南町役場税務課 賦課係 電話 27 - 1021 (内線 313)